

新興国レポート

# 米国がインドを一般特惠関税制度から除外

## インドは米国からの輸入品約30品目の関税引上げを実施

- ✓ 米国は6月5日、貿易障壁により米国の輸出に悪影響を及ぼしているとして、インドとトルコを一般特惠関税制度（Generalized System of Preferences : G S P）の適用から除外。インドは対抗措置として、米国からの約30品目の輸入品に対する関税の引上げを実施。
- ✓ 米国のG S P適用除外の措置は対象金額が相対的に小さく、インド株式等への影響は限定的か。

### (1) 米国がインドを一般特惠関税制度から除外

- トランプ米大統領は5月31日、貿易障壁が米国の輸出に悪影響を及ぼしているとして、米国通商代表部(U S T R)が3月4日に発表したインド及びトルコをG S Pの対象から除外する措置に関する大統領布告を発表しました。当措置は6月5日から適用が開始されました。G S Pとは新興国の発展を促すために設けられた制度で、対象となった国からの輸入品の一部にかかる関税を免除する仕組みです。U S T Rによると、2018年のG S Pの対象となったインドからの輸入額は約62億ドル(約6,800億円)で、前年比約10%増加しています。インドは米国の最大のG S P対象国(2017年時点)です(図表1)。

### (2) インドが米国からの輸入品の関税引上げ

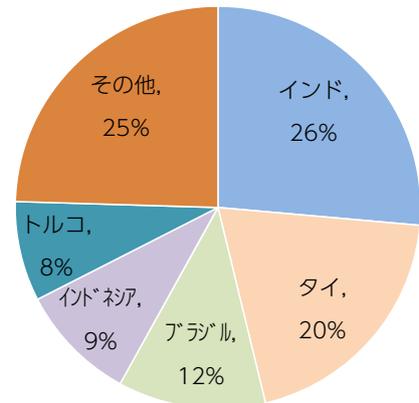
- インド政府は6月16日、米国が昨年実施した鉄鋼やアルミニウムの輸入制限に対抗し、米国からの輸入品の内、鉄鋼製品やリンゴ、アーモンド等の農産物を含む約30品目に対する関税の引上げを同日から実施すると発表しました。インド政府は、今回発表した追加関税の対象品目の輸入額は明らかにしませんでした。米国の鉄鋼等の輸入制限による損害額（インド政府によると約2.4億ドル(約260億円)）を前提とした金額になるものと見られています。
- 米国からの鉄鋼製品等の輸入品に対する関税引上げは、当初は昨年8月から実施される予定でしたが、両国での協議が続き、延期されて来ましたが、今回の発動の背景には、米国がトルコと共にインドをG S Pの対象から除外したことがあるものと見られています。

### (3) インド株式等への影響は限定的か

- 以下の点を考慮すると、今回の出来事がインド株式等に与える影響は限定的なものに留まるものと思われます。
- ① 2018年のG S P対象額約62億ドルは同年のインドの全輸出額(モノ・サービス計)(約3,200億ドル)全体の2%未満であること(図表2)。
  - ② トルコも同様にG S P適用除外を受けており、インドを狙い撃ちしたものではないと思われること。
  - ③ 軍事面での協力等、米国はインドとの関係強化に取り組んでおり、米国が貿易面において中国に対するような強硬姿勢に転じる可能性は小さいと見られること。
  - ④ モノの取引に関し、米国の対インド貿易赤字額は減少傾向をたどっていること(図表3)。

図表1：米国G S P適用の対象輸入額の構成比

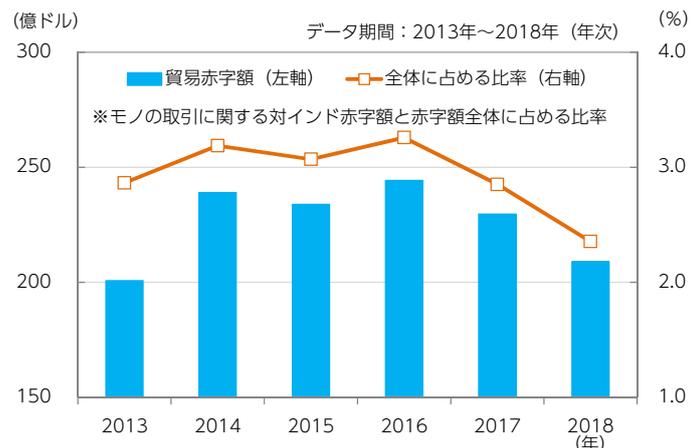
(2017年時点) (適用輸入額合計：212億ドル(約2.3兆円))



図表2：インドの米国G S P対象輸出品額と比率



図表3：米国の対インド貿易赤字額と比率



出所) 図表1~2はU S T R、C E I Cデータ、図表3は米商務省データをもとにニッセイアセットマネジメント作成

## 【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

## &lt;設定・運用&gt;



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>